国土入企第１号
平成２５年４月８日

各都道府県知事　殿
（市町村担当課、契約担当課扱い）
各政令指定都市市長　殿
（契約担当課扱い）

国土交通省土地・建設産業局長

「平成２５年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

平成２５年度公共工事設計労務単価の早期適用については、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成２５年３月２９日付け国土入企第３７号）１において、国土交通省土地・建設産業局長より要請したところでありますが、別添１のとおり、国土交通省直轄工事においては運用に係る特例措置を講じることとなりましたので、これを参考として、適切な運用に努めて頂くようお願いいたします。また別添２のとおり、各建設業団体の長あてに通知しておりますので、併せてお知らせいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨通知をお願いいたします。

別添１

国地契第３号
国官技第７号
国港総第６号
国港技第１号
国営管第１２号
国営計第３号
国北予第２号
平成２５年４月８日

大臣官房官庁営繕部　各課長
各地方整備局　総務部長
企画部長
営繕部長
港湾空港部長
北海道開発局　事業振興部長
営繕部長　あて

国土交通省
大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
北海道局予算課長

「平成25年度公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「平成25年度公共工事設計労務単価について」（平成25年3月29日付け国土建労第40号、国港技第126号）により「平成25年度公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）が決定され、労務単価が平成24年度公共工事設計労務単価（「平成24年度公共工事設計労務単価について」（平成24年3月26日付け国土建整第172号、国港技第140号）において定められた公共工事設計労務単価をいい、以下「旧労務単価」という。）に比して全職種単純平均で15.1

パーセント上昇したところである。

これに伴い、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一．措置の内容

新労務単価の決定に伴い、第二に定める工事の受注者は、「工事請負契約書の制定について」（平成７年６月 30 日付け建設省厚契発第 25 号）別冊工事請負契約書第 55 条、「官庁営繕部所掌の工事に係る工事請負契約書の制定について」（平成７年９月５日付け建設省営管発第 556 号）別冊工事請負契約書第 55 条及び「工事請負標準契約書の制定について」（平成８年１月 24 日付け港管第 111 号）別冊工事請負契約書第 57 条の定めに基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができる。

第二．対象工事

平成 25 年４月１日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

なお、落札者決定通知後の工事にあっては、落札者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明した上で契約を行い、契約後の工事にあっては、受注者に対して、本特例措置に基づいた対応が可能であることを説明すること。

第三．請負代金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出する。

変更後の請負代金額＝$P_{新} \times k$

この式において、$P_{新}$及び k は、それぞれ以下を表すものとする。

$P_{新}$：新労務単価により積算された予定価格

k　：当初契約の落札率

第四．その他

本通知に基づく請負代金額の変更の受注者からの協議の請求期限については、大臣官房官庁営繕部、各地方整備局及び北海道開発局において、業務の状況等を勘案し、適切に設定されたい。

別添２

国土入企第２号
平成２５年４月８日

建設業団体の長　あて

国土交通省土地・建設産業局長

平成２５年度公共工事設計労務単価に基づく契約変更の取り扱いについて

国土交通省においては、平成２５年４月１日以降に契約を行う工事のうち、平成２４年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）を適用して予定価格を積算した契約について、受注者の請求によって平成２５年度設計労務単価（新労務単価）に基づく請負代金額に変更できるよう、直轄工事については、別添１のとおり通知し、地方公共団体に対しては、別添２のとおり適切な取扱いを要請したところである。

貴団体におかれては、傘下の建設企業に対して、上記取り扱いについて周知するとともに、請負代金額が変更された場合は、「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」（平成２５年３月２９日付け国土入第３８号）の趣旨にのっとって、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう周知徹底方お願いする。